

八戸市の議会議員及び長の選挙における
選挙運動用自動車の使用及びポスター、
ビラ作成の公費負担に関する手引

第1 公費負担手続について

この制度は、八戸市の議会議員及び長の選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ポスターの作成」、「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、八戸市が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

1 契約締結の届出（候補者⇒選挙管理委員会へ）

(1) 契約届出書の提出

この制度の適用を受けようとする候補者は、各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。いずれも各契約ごとに締結の届出をしてください。

◆公費負担手続ができる契約の種類

① 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」とがあり、候補者において選択することになります。

ア) 一般運送契約

「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約で、ハイヤー等の借上契約のことをいいます。

イ) その他の契約

「その他の契約」とは、ア) 自動車の借入れ、イ) 燃料の購入、ウ) 運転手の雇用のそれぞれ個別の契約をいいます。「その他の契約」の場合は、契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

提出書類

選挙運動用自動車の使用の契約届出書【第1号様式】

※「八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程」に定める様式

② 選挙運動用ポスターの作成

提出書類

ポスター作成契約届出書【第2号様式】

③ 選挙運動用ビラの作成

提出書類

選挙運動用ビラ作成契約届出書【第1号様式(ビラ)】

※「八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程」に定める様式（以下、選挙運動用ビラに関するものは「第〇号様式(ビラ)」と表記）

(2) 契約書等（写）の添付

公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。

契約の内容は契約書写として、各契約の届出書に添付してください。

なお、契約書の内容としては、契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上明示されていることが必要です。

※契約書の作成例については、様式集の別紙 1 ～ 6 の契約書例を参照。

(3) 届出の時期

立候補の届出前に契約が締結された場合には立候補届出時に、立候補の届出後に契約が締結された場合には契約締結後直ちに届け出てください。

2 確認申請（候補者⇒選挙管理委員会へ）

(1) 確認申請書の提出

「自動車燃料代金」及び「選挙運動用ビラ」については、公費負担の対象となるものを確認するため、それぞれ確認申請書の提出が必要です。

なお、それ以外の費用については、確認申請書は不要です。

確認申請書の記載方法については、様式の備考を参照してください。

提出書類

- ① 自動車燃料代確認申請書【第 3 号様式】
- ② 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【第 2 号様式(ビラ)】

(2) 注意事項

確認申請書を提出する際は、その場で確認書を交付するので、候補者又はその代理人が直接市選挙管理委員会事務局に提出してください（郵送は不可）。

なお、提出する確認申請書は、契約締結の届出をしたものに限られます。

また、確認申請書は、契約の相手（契約業者等）ごとに作成してください。

それぞれの申請書には、既に確認を受けた（または確認申請中のもの）金額を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

(3) 確認書の交付

確認申請書の提出後、市選挙管理委員会で確認の上、確認書を交付します。交付された確認書は、契約の相手方に渡してください（請求の際に必要になります）。

交付書類

- ① 自動車燃料代確認書【第 4 号様式】
- ② 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【第 3 号様式(ビラ)】

3 証明書の交付（候補者⇒契約業者等へ）

候補者は、自動車の使用、ポスター、ビラの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付してください。

(1) 証明書の様式

① 選挙運動用自動車の使用

i) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約）

・・・・・・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第5号様式】

ii) その他の契約

ア 自動車の借入れ

・・・・・・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【第5号様式】

イ 燃料の購入・・・・・・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【第6号様式】

ウ 運転手の雇用・・・・・・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【第7号様式】

② ポスターの作成・・・・・・ポスター作成証明書【第8号様式】

③ ビラの作成・・・・・・選挙運動用ビラ作成証明書【第4号様式（ビラ）】

(2) 証明書作成の要領

上記証明書は、各契約ごとに作成してください。

証明書への記載内容については、各様式の備考を参照してください。

(3) 証明書の請求書への添付

上記の証明書は、契約業者等が八戸市に対し代金を請求する際に必要となります。

候補者は、契約業者に証明書を交付する際、八戸市長宛ての請求書に証明書を忘れずに添付するよう伝えてください。

4 費用の請求（契約業者等⇒選挙管理委員会へ）

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したら、契約業者等は、当該候補者が供託物を没収されないこと（開票後の選挙会で決定される）を確認の上、下記により請求書を作成し、選挙管理委員会に提出してください。

(1) 公費負担の区分と請求書の様式

① 選挙運動用自動車の使用・・・・・・請求書様式1（自動車）

【添付する内訳書】

i) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（ハイヤー等）

・・・・・・請求内訳書様式 内訳書（自動車）

ii) その他の契約（レンタル等）

ア 自動車の借入れ・・・請求内訳書様式

内訳書（自動車の借入れ）

イ 燃料代・・・・・・・・・・請求内訳書様式

内訳書（燃料代）

ウ 運転手・・・・・・・・・・請求内訳書様式

内訳書（運転手）

② ポスターの作成・・・・・・・・・・

請求書様式 2（ポスター）

【添付する内訳書】

請求内訳書様式

内訳書（ポスター）

③ ビラの作成・・・・・・・・・・

請求書様式 3（選挙運動用ビラ）

【添付する内訳書】

請求内訳書様式

内訳書（選挙運動用ビラ）

(3) 請求書の作成等

契約業者等は、上記区分に従い、請求書を契約ごとに1部作成してください。
なお、作成要領は各様式備考を参照してください。

(4) 添付書類

契約業者等は、市に請求書を提出するときは、候補者から渡された確認書（自動車燃料代、選挙運動用ビラ）、証明書（自動車借入れ・燃料・運転手、ポスター作成、ビラ作成）を請求書に添付してください。

また、燃料代については、上記のほか給油伝票の写しも併せて添付してください。

(5) 費用の請求

費用の請求については、11月10日（月）までに請求書と添付書類を市選挙管理委員会に提出してください。

なお、支払は口座振替により行います。

※ 請求書提出の際は口座振替申出票も提出してください。